

水島港運航調整ガイドライン

令和元年 9 月改訂

（初版：平成 29 年 9 月）

水島港港湾管理者

（水島港湾事務所）

（土木部港湾課）

◆目 次

- 1 はじめに
- 2 国際V H Fの聴取と連絡
- 3 運航調整の基本方針
- 4 運航調整に係る諸手続き
 - 4－1 運航予定の事前通報とその扱い
 - 4－2 運航予定の変更通報
 - 4－3 本船の動静等の通知
- 5 運航調整対象船舶
- 6 運航調整対象水域
- 7 用語の定義
- 8 運航調整の基本的ルール
- 9 運航調整の具体的ルール
 - 9－1 水島航路、港内航路、水島玉島航路を経由して玉島地区へ入出港する船舶に対するルール
 - (1) 水島地区へ入港する巨大船に対する管制時間帯
 - ア 玉島地区への入港船
 - イ 玉島地区からの出港船
 - (2) 玉島地区へ入港する巨大船に対する管制時間帯
 - ア 玉島地区への入港船
 - イ 玉島地区からの出港船
 - ウ 錨泊地から水島地区への移動船
 - (3) 水島地区から出港する巨大船に対する管制時間帯
 - (4) 玉島地区から出港する巨大船に対する管制時間帯
 - ア 玉島地区への入港船
 - イ 玉島地区からの出港船
 - (5) 水島航路、港内航路の航路管制がない場合の入出港
 - ア 玉島地区への入港船が水島玉島航路入口付近で競合する場合
 - イ 玉島地区からの出港船が同時刻にエリア及びバースから出港する場合
 - ウ 同一エリアへの入出港船

9-2 水島玉島航路を航行せずに玉島地区へ入出港する船舶

- (1) エリア(I)の入出港船
- (2) エリア(II)の入出港船
- (3) エリア(III)の入出港船

9-3 巨大船シフト時における水島地区・玉島地区へ入出港する船舶

(1) 巨大船が水島地区から玉島地区にシフトがある場合の入出港

① パシフィックグレーンセンター (PGC) →玉島地区

- ア 巨大船が離岸、港内航路出航、シフト用泊地入域時
- イ 巨大船がシフト用泊地で回頭、港内航路横断時

② 瀬戸埠頭→玉島地区

- ア 巨大船が離岸、水島東航路出航、シフト用泊地入域時
- イ 巨大船がシフト用泊地で回頭、港内航路横断時

(2) 巨大船が玉島地区から水島地区にシフトがある場合の入出港

① 玉島地区→パシフィックグレーンセンター (PGC)

- ア 巨大船が離岸、港内航路横断前
- イ 巨大船が港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭時
- ウ 巨大船がシフト用泊地で回頭後、港内航路入航時

② 玉島地区→瀬戸埠頭

- ア 巨大船が離岸、港内航路横断前
- イ 巨大船が港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭時
- ウ 巨大船がシフト用泊地で回頭後、水島東航路入航時

1. はじめに

水島港は、本県経済を支える水島臨海工業地帯の玄関口であり、取扱貨物量はおよそ年間 8,400 万トン（平成 27 年 港湾統計）で、全国第 9 位、中四国では第 1 位の貨物量を誇る国際拠点港湾であり、これら貨物を輸送する船舶の入出港隻数は、およそ 3 万 3 千隻（平成 27 年 海上保安統計年報）で全国第 1 位となっています。

また、平成 29 年度からは玉島ハーバーアイランド内の穀物関連企業による食品コンビナートが操業を開始し、これにより玉島地区に至る狭隘な航路に、深喫水の巨大船が航行する等、港内の航行環境が現状から大きく変わることとなります。

このため、岡山県は港湾管理者として、船舶の航行安全性と港湾の効率性を維持・確保する為、**水島港 V T I S センター (Mizushima Port Vessel Traffic Information Service Center)** を組織し、本ガイドラインに基づき運航調整を実施します。

水島港に入出港する船舶は、港則法その他関係法規を遵守するとともに、常に最新の『水島港運航調整ガイドライン』を入手した上で、船橋に備え付け、事故の防止等に努めるようお願いします。

2. 国際 V H F の聴取と連絡

国際 V H F を備える船舶は、c h 1 6 を必ず聴取し、呼び出しがあれば必ず応答すること。

c h 1 6 の使用については、呼び出し及び応答のみの使用とし、実際の通信にあたっては、他の通信用チャンネルに切り替えて使用すること。

呼び出し名称	呼出・応答	通信用	備考
みずしまポートラジオ	ch16	ch7, 11, 12, 18	水島港 V T I S センター（港湾管理者）が行う港務通信

3. 運航調整の基本方針

- (1) 水島港内の水域を利用する関係者は船舶の航行安全と水域の効率利用、環境保全を共通認識として確認し相互に協力し合うものとする。
- (2) 本ガイドラインに定めたルールによる船舶の運航調整の実施にあたっては港湾管理者（＝水島港 V T I S センター）が水島海上保安部（＝備讃瀬戸海上交通センター（以下、「備讃マーチス」））との連携の下で行うものとし関係船舶はこれに積極的に従うものとする。
- (3) 船舶代理店は、運航予定の変更が生じた場合は、その変更によって既に運航計画が立てられている他船と競合しないよう、当該船舶の予定を調整する。
- (4) 水島航路、水島港港内航路（以下、「港内航路」）を航行して玉島地区に入出港する船舶は、両航路の航路管制基準にリンクさせた運航調整を行うことを原則とする。
- (5) 水島港運航調整ガイドラインに定めたルールは海上交通安全法（以下、海交法）、港則法、海上衝突予防法（以下、衝突予防法）を超越するものではない。
- (6) このガイドラインに定めのないものは、水島海上保安部（＝備讃マーチス）と港湾管理者が協議のうえ実施する。

4. 運航調整に係る諸手続き

4-1 運航予定の事前通報とその扱い

(1) 船舶代理店

船舶代理店は水島港 V T I S センターへ、前日正午を原則として、入出港予定を通報すること。(E-Mail、Fax のどちらかにより通報)

(2) 水島港 V T I S センター

- ① 船舶代理店から通報された入出港予定を基に、翌日の「船舶運航計画表」を作成、HP に情報をアップし、関係者へ情報の周知を行う。

⇒URL : <http://www.mizushima.port-schedule.jp/>

- ② 「船舶運航計画表」の作成に当っては、運航調整対象水域内における船舶同士の見合い関係等、危険な状態が発生するかを精査し、危険が予想される場合は予防安全の観点から、事前に該当船舶代理店と入出港時間の調整を行う。
- ③ 調整後はHP の情報を更新し、関係者へ情報を周知する。

4-2 運航予定の変更通報

(1) 船舶代理店

船舶代理店は事前通報後に船舶の運航予定等に変更が生じた場合、遅滞なく水島港 V T I S センターに通報する。(E-mail、FAX、TEL のいずれかにより通報)

(2) 水島港 V T I S センター

- ① 船舶代理店から変更通報があった場合は、既に計画が立てられている他の船舶の運航に影響を与えないよう最良の調整を行う。
- ② 本船との交信、その他、AIS 等の動静把握ツールによって本船の運航が船舶代理店から通報された予定と相違することが分かった時は、船舶代理店に通報し、前項①の調整を行う。

※ 水島港 V T I S センターは、船舶代理店からの変更通報の他に、リアルタイムでの本船の動静把握に努め、それを基に入出港の変更と、関係者との調整を行う。

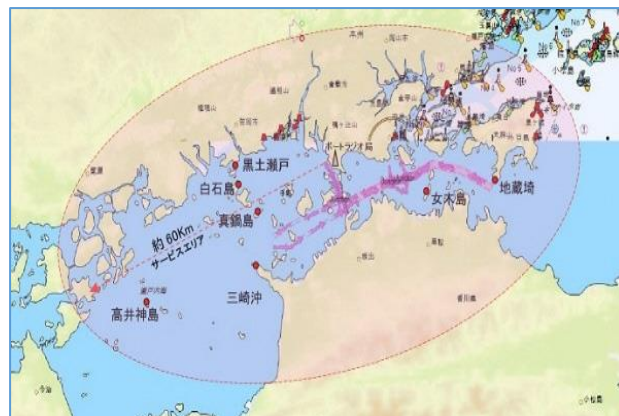
本船との直接交信により変更が生じる場合はもとより、AIS 等により明らかに前日の運航予定と相違があると判断出来る場合は、船舶代理店に連絡し前広な調整に努める。

- ③ 関係先との調整の結果は随時HP を更新し、情報を周知する。

4-3 本船の動静等の通知

水島港に入出港する船舶は、VHF 無線（装備されていない船舶は船舶電話、携帯電話）により、水島港 V T I S センターに入出港通報を行うものとし、本船からの通報時期、通報事項、水島港 V T I S センターが提供する情報は、原則、以下の要領で行うものとする。

但し、パイロットや A I S の有無等、状況を勘案し、一部省略することが出来るものとする。



- ・呼び出し名称：みずしまポートラジオ
- ・国際 V H F 無線電話：ch16(呼出応答)、ch7, 11, 12, 18(通信用)
- ・電話番号：086-526-0301
- ・E-mail：mizushimab@toyoshingo.co.jp

区分		連絡時期	本船からの通報事項	本船への情報提供
入 港	事前通報	1) No-Pilot船 ・ 入港2時間前 ※各方面別通報位置は下記を参照 ・ 備讃瀬戸東方面：地蔵埼 ・ 来島方面：高井神島 ・ 燧灘方面：三崎沖 ・ 福山方面：白石、黒土瀬戸、真鍋島沖 ・ 高松方面：女木島西側	・ バースまでの入港経路 ・ ETA（到着予定時刻） ・ 港内航路経由：MNライン ・ 港内航路経由以外：各航路の航路イン（高梁川航路、玉島東航路、玉島西航路） ・ 港外到着予定時間（錨泊船） ・ 喫水（おもて、とも）	・ バース空き状況 ・ 錨地空き状況 ・ 直行入港可否 ・ パイロット情報 ・ タグボート情報 ・ 管制信号情報 ・ 気象情報（視程、風向、風速等）
		2) Pilot船 ・ 港内航路イン2時間前		
	入港通報	1) 直行入港船舶 ・ ハーバーリミット通過時 (※No-Pilot外航船及びAIS非搭載船のみ)	・ 位置通報	・ バース受け入れ情報 ・ 進路信号旗表示案内 ・ 管制信号情報 ・ 他船情報
		2) 港外錨泊船舶 ・ 港外到着時 (※No-Pilot外航船及びAIS非搭載船のみ)	・ 投錨位置 ・ 投錨時間	・ 入港スケジュール ・ パイロット情報 ・ タグボート情報
	移動通報	・ 抜錨開始時	・ 抜錨開始時間	・ バース受け入れ情報
		・ 抜錨後	・ 抜錨時間	・ 管制信号情報 ・ 他船情報
着岸通報	1) No-Pilot船 ・ 着岸時	・ 着岸時間	・ 離岸30分前通報を要請	
出 港	事前通報	・ 離岸30分前	・ 離岸予定時間 ・ 出港経路	・ 管制信号情報 ・ 他船情報
		・ シングルアップ	・ シングルアップ通報 ・ 喫水（おもて、とも）	・ 離岸タイミング情報 ※水島港VTISセンターからの情報を基に離岸すること ・ 他船情報
	離岸通報	・ 離岸時	・ 離岸時間	・ 他船情報
その他	適宜		工事情報等	

5. 運航調整対象船舶

水島港内に入出港する汽艇等を除く全ての船舶。

6. 運航調整対象水域

次の航路、接続部、水域を対象とする。

- (1) 水島玉島航路と港内航路の接続部
- (2) 水島玉島航路と高梁川航路の接続部
- (3) 水島玉島航路と玉島東航路の接続部
- (4) 水島玉島航路
- (5) 高梁川航路
- (6) 高梁川航路から J F E-Y バースまでの各バース前面水域
- (7) 玉島東航路
- (8) 玉島東航路から中電玉島までの各バース前面水域
- (9) 玉島西航路
- (10) 玉島西航路から玉島公共 1 号までの各バース前面水域

7. 用語の定義

(1) 航路の定義

- ① 水島航路 : 海交法に定められた航路
- ② 港内航路 : 港則法に定められた航路
- ③ 水島東航路 : 港湾法に定められた航路
- ④ 水島玉島航路 : 同上
- ⑤ 高梁川航路 : 同上
- ⑥ 玉島東航路 : 同上
- ⑦ 玉島西航路 : 同上

(2) 航路交差部の定義

- ① 交差部 A : 水島玉島航路と港内航路の接続部
- ② 交差部 B : 水島玉島航路と高梁川航路の接続部
- ③ 交差部 C : 水島玉島航路と玉島東航路の接続部

(3) エリアと関連バースの定義

- ① エリア (I) : J F E-Y、W 1 ~ 2、U、T 1 ~ T 3
- ② エリア (II) : 中電玉島、玉島外貿、H I-5 ~ 7
- ③ エリア (III) : 玉島公共 1 号 ~ 4 号、H I-4

(4) 船舶等の定義

- ① 巨大船 : 長さ 200 メートル以上の船舶
- ② 汽艇等 : 汽艇 (総トン数 20 トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

8. 運航調整の基本的ルール

- (1) 玉島地区に入出港する巨大船同士、巨大船と巨大船以外の船舶、巨大船以外の船舶同士が運航調整対象水域内で衝突等につながるインシデント、アクシデントを未然に回避する
- (2) 交差点A、B及びCでの見合い関係を回避する。
- (3) 運航調整対象水域（４）～（１０）の航路並びに水域での見合い関係を回避する。

【水島港内図と行き会い防止の内容】

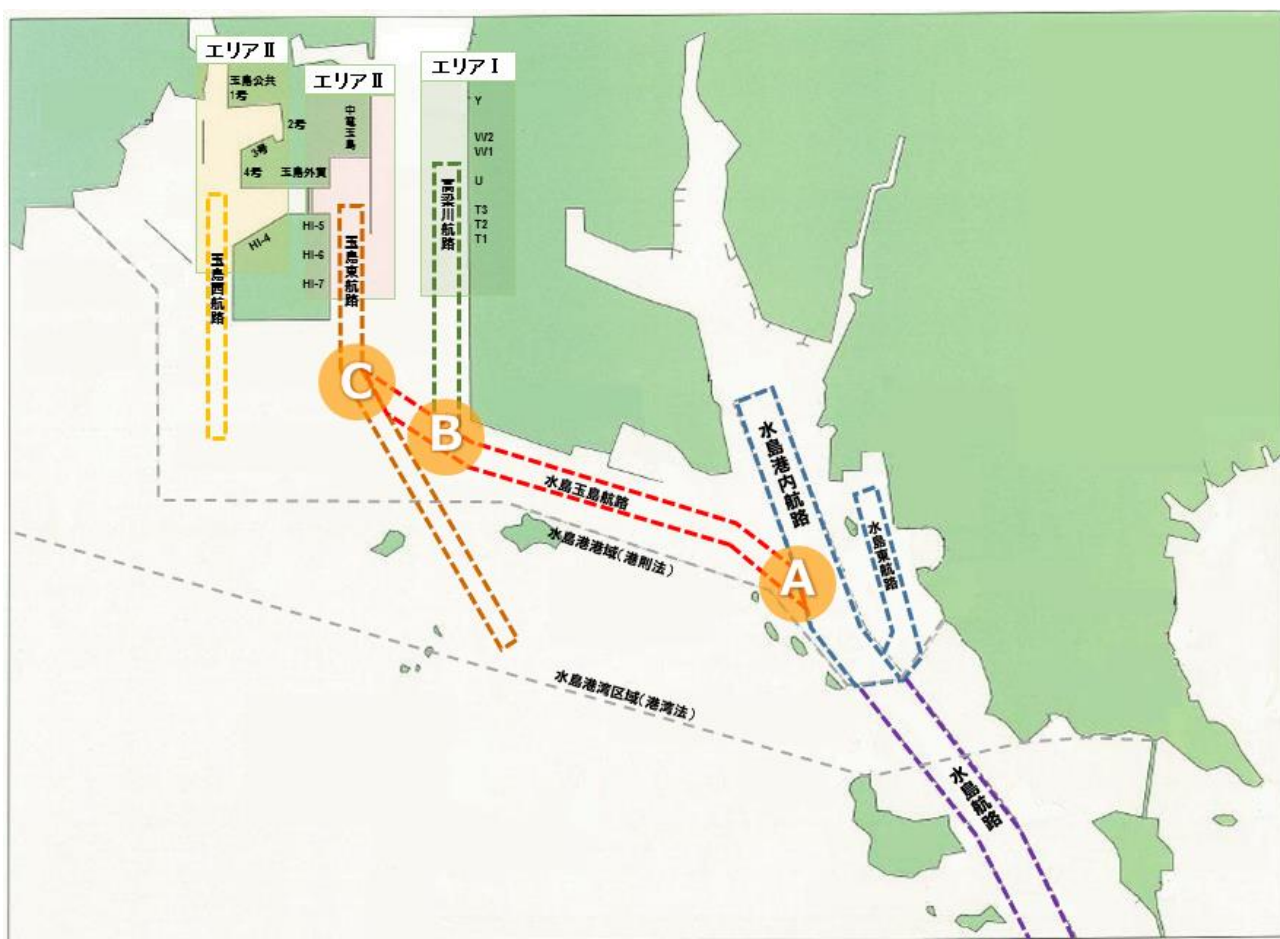
①水島玉島航路及び玉島東航路

⇒巨大船とその他船舶(但し汽艇等を除く)の行き会い

②玉島西航路、玉島東航路、高梁川航路及び交差点B～C間

⇒外航船同士、外航船とLOA100m以上の内航船及びLOA100m以上の内航船同士の行き会い

③その他安全確保に必要となるもの



9. 運航調整の具体的ルール

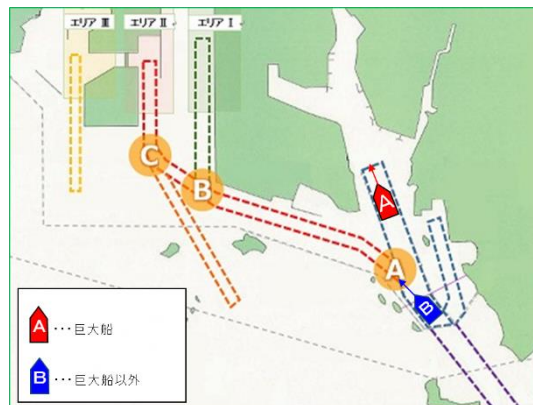
9-1 水島航路、港内航路、水島玉島航路を経由して玉島地区へ入出港する船舶に対するルール。

(1) 水島地区へ入港する巨大船に対する管制時間帯

・ 交差部 A での見合い関係の回避

ア 玉島地区への入港船

海交法、港則法、衝突予防法を遵守して水島航路、港内航路に入航可能。



イ 玉島地区からの出港船

① 出港船が巨大船の場合

巨大船が港内航路に入航した後に、港内航路の信号の予定を確認し離岸。



② 出港船が巨大船以外の場合

a エリア（Ⅰ）（Ⅱ）からの出港船

巨大船が港内航路に入航した後に離岸。

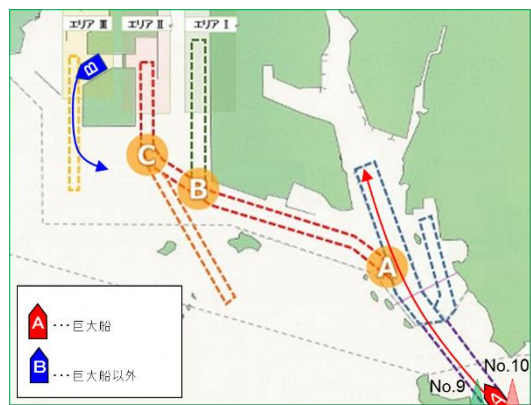
（但し、長さ 70m 以上の船舶にあっては、①に準拠する。）



b エリア（Ⅲ）からの出港船

巨大船が水島航路 9-10 番ブイ航過後に離岸。

（但し、交差部 A を航過しない船舶は対象外）



(2) 玉島地区へ入港する巨大船に対する管制時間帯

- ・ 航路内の行き会いの回避。
- ・ 航路内での追越、並列航行の禁止。
- ・ 交差部 A、B 及び C での見合い関係の回避。

ア 玉島地区への入港船

海交法、港則法、衝突予防法を遵守して入港可能。

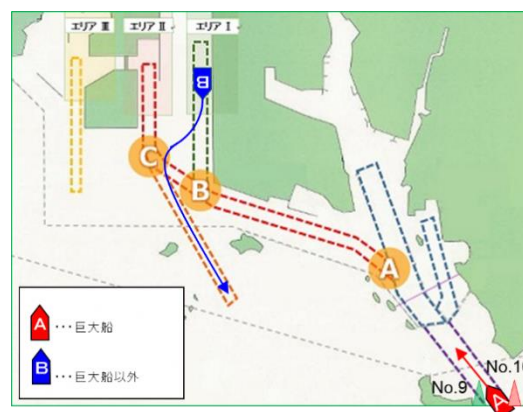


イ 玉島地区からの出港船

① エリア（Ⅰ）からの出港船

- a 巨大船が水島航路 9-10 番ブイ航過前の場合
水深に制限のない船舶は玉島東航路から出航可能。

《参考》高梁川－玉島東航路間 水深 約 6 m

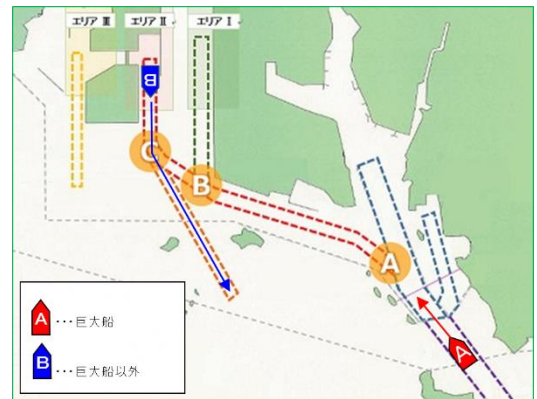


- b 巨大船が水島航路 9-10 番ブイ航過後の場合
巨大船が交差部 B を航過した後に離岸。



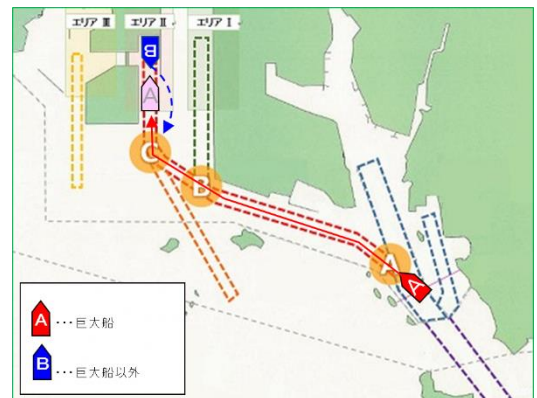
② エリア（Ⅱ）からの出港船

- a 巨大船が港内航路に入航前の場合
玉島東航路から出航可能。

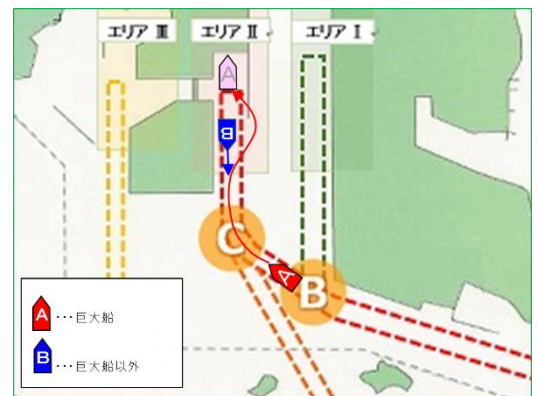


b 巨大船が港内航路に入航後の場合

- b-1 出港船のバースが入港船のバースより奥の場合
入港船がバースにライン（綱）を取った後に離岸。

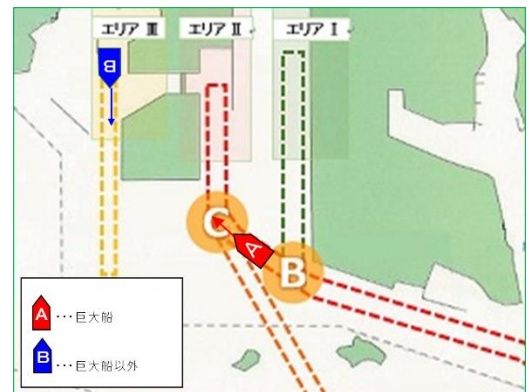


- b-2 出港船のバースが入港船のバースより手前の場合
入港船が出港船の側面を航過した後に離岸。

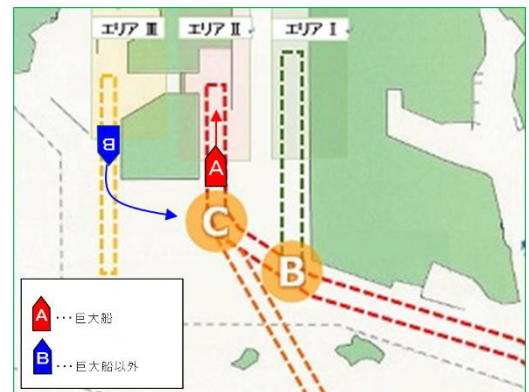


③ エリア（Ⅲ）からの出港船

巨大船が交差点Bを航過後に離岸。

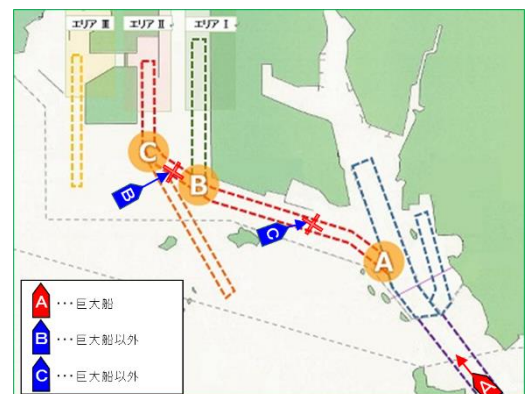


巨大船が交差点Cを航過後に交差点Cに入航。



ウ 錨泊地から水島地区への移動船

巨大船が水島航路へ入航後は水島玉島航路への入航不可。



(3) 水島地区から出港する巨大船に対する管制時間帯

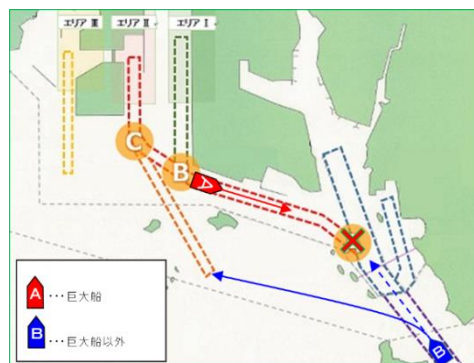
※具体的なルールについて検討中

(4) 玉島地区から出港する巨大船に対する管制時間帯

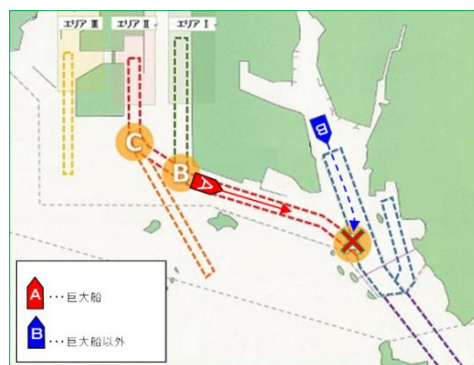
- ・ 航路内での行き会いの回避。
- ・ 航路内での追越、並列航行の禁止。
- ・ 交差部 A、B 及び C での見合い関係の回避。
- ・ 同一エリアを同時刻に出港する場合は、原則、南側のバースから順次出港。
(但し、パイロットの有無、本船の操縦性能、出船付け、タグ使用、着岸時アンカー使用等により原則に寄らない場合もある。)

ア 玉島地区への入港船

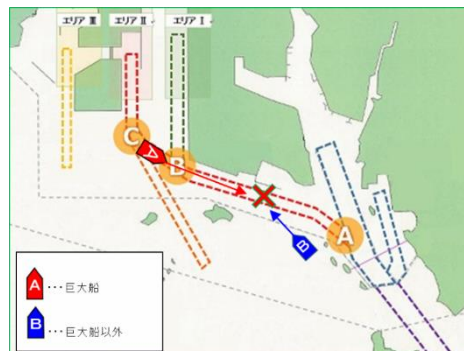
- ① 港内航路から交差部 A を航過し水島玉島航路の全域を航行して入港する 70m 未満の船舶。
巨大船が水島玉島航路を離脱するまで入航不可。
玉島東航路へは入航可能。



- ② 水島地区から水島玉島航路を航行して玉島地区へ移動する船舶
巨大船が水島玉島航路を離脱するまで、港内航路への入航不可。



- ③ 水島玉島航路の途中から入航する船舶
巨大船が入港船の前面を航過するまで入航不可。



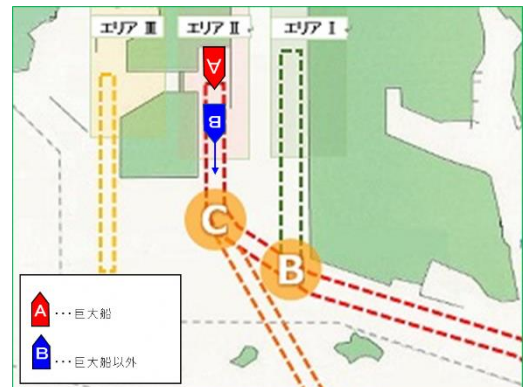
イ 玉島地区からの出港船

① 出港巨大船と同一エリアから同時刻出港の場合

a 巨大船が奥のバースの場合

原則、エリア南側の船舶から離岸。

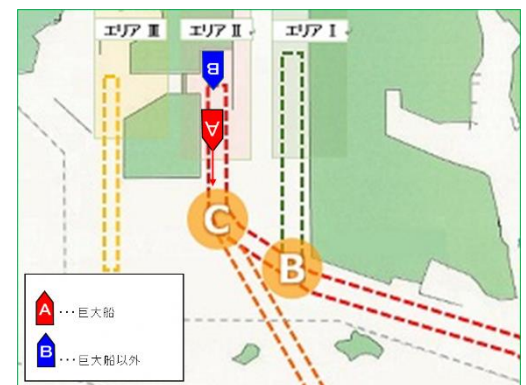
（但し、パイロットの有無、本船の操縦性能、出船付け、タグ使用、着岸時アンカー使用等により原則に寄らない場合もある。）



b 巨大船が手前のバースの場合

原則、エリア南側の船舶から離岸。

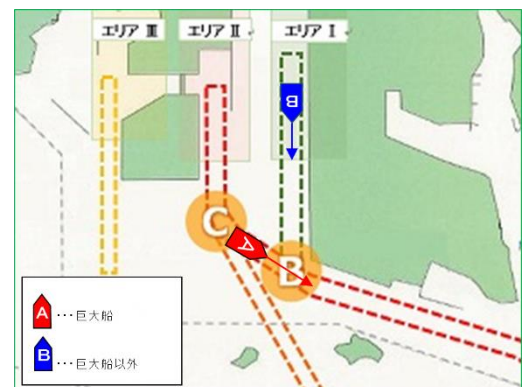
（但し、パイロットの有無、本船の操縦性能、出船付け、タグ使用、着岸時アンカー使用等により原則に寄らない場合もある。）



② 巨大船がエリア（Ⅱ）から出港する場合。

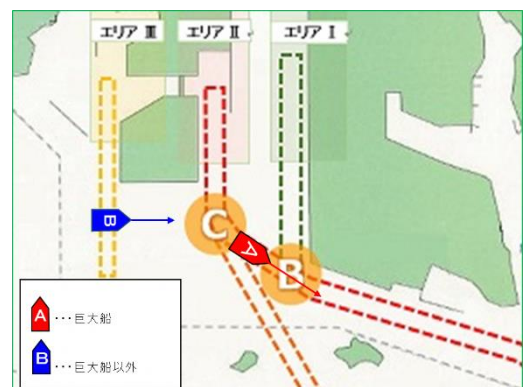
a エリア（Ⅰ）の出港船

巨大船が交差部Cを通過した後に離岸、巨大船の後に続く。



b エリア（Ⅲ）の出港船

交差部Cで見合い関係にならないよう離岸、巨大船の後に続く。



(5) 水島航路、港内航路の航路管制が無い場合の入出港

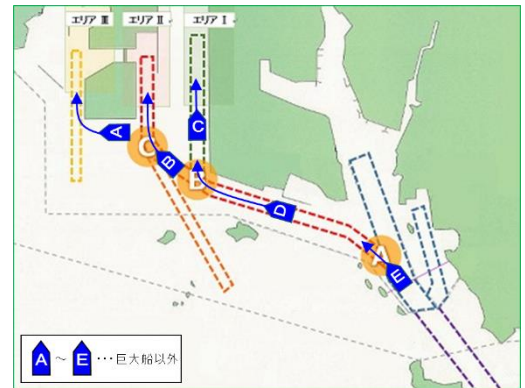
原則として、外航船、並びに全長（LOA）100m以上の内航船を対象とするが、危険回避の必要があると判断した場合は汽艇等を除く全船舶を対象とする。

- ・ 水島玉島航路航行船と他航路航行船の交差点A、B及びCでの見合い関係の回避。
- ・ 交差点A-B間以外での行き会いの禁止。
- ・ 航路内での追越、並列航行の原則禁止。

ア 玉島地区への入港船が水島玉島航路入口付近で競合する場合

それぞれ奥のエリア・バースの順に水島玉島航路に入航。

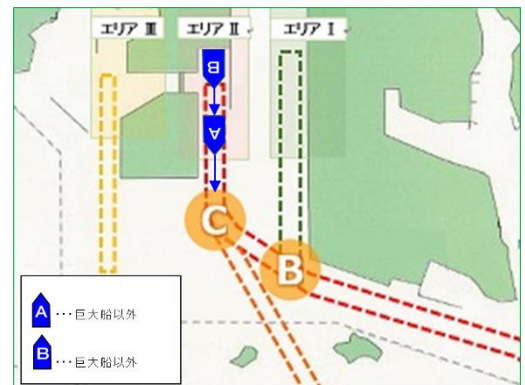
（但し、順次入航の運航調整を行うことにより、航行の流れに支障をきたす場合や、パイロットの有無、対象船舶の操縦性能、出船付け、タグボートの有無等も考慮してこれによらない場合もある。）



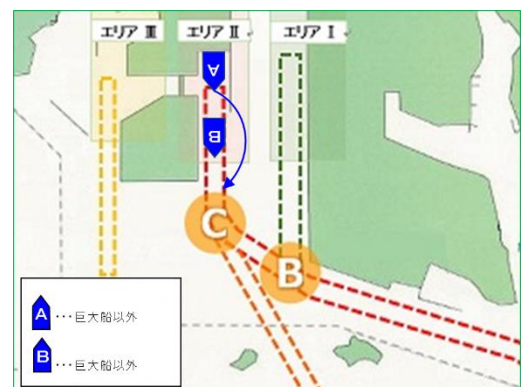
イ 玉島地区からの出港船が同時刻にエリア及びバースから出港する場合

エリア南側のバースから順次離岸。

（但し、パイロットの有無、本船の操縦性能、タグボートの有無、アンカー使用の有無等によっては奥のバースから離岸させる場合もある。）



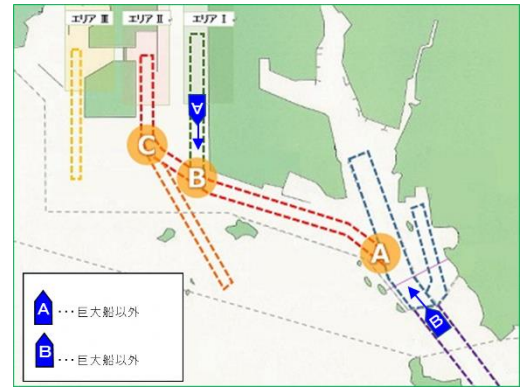
奥のバースから離岸の場合は、その船舶が航過するまで手前の船舶は離岸不可。



ウ 同一エリアへの入出港

① エリア（I）内の入出港船同士の場合

- a 出港船が既に離岸している場合
交差点Bでの見合い関係の回避。



- b 出港船が離岸前の場合

入港船が港内航路へ入航前ならば離岸可能。

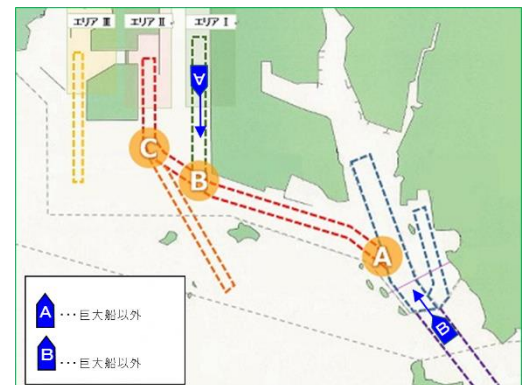


入港船が港内航路へ入航後であれば出港船の
バースを航過又はラインを取った後に離岸。



- c 同一バースへの入出港船同士の場合

出港船が離岸するまで入港船は港内航路への
入航不可。



② エリア（Ⅱ）内の入出港船同士の場合

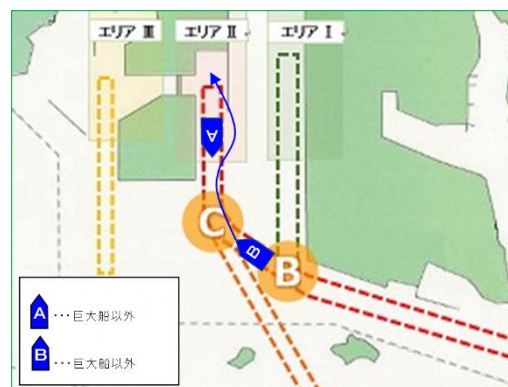
- a 出港船が既に離岸している場合
交差点B－C間での見合い関係の回避。



- b 出港船が離岸前の場合
入航船が港内航路へ入航前であれば離岸可能。



入港船が港内航路へ入航後であれば、出港船のバースを航過又はラインを取った後に離岸。



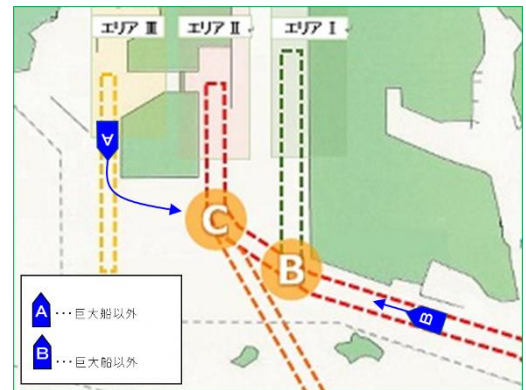
- c 同一バースへの入出港船同士の場合
出港船が離岸するまで港内航路への入航不可。



③ エリア（Ⅲ）内の入出港船同士の場合

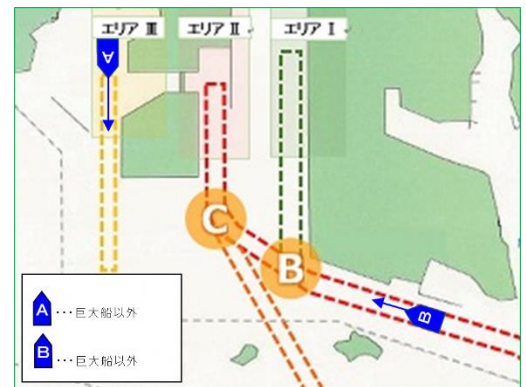
a 出港船が既に離岸している場合

交差部B－C間で見合い関係にならないよう
入港船が調整。

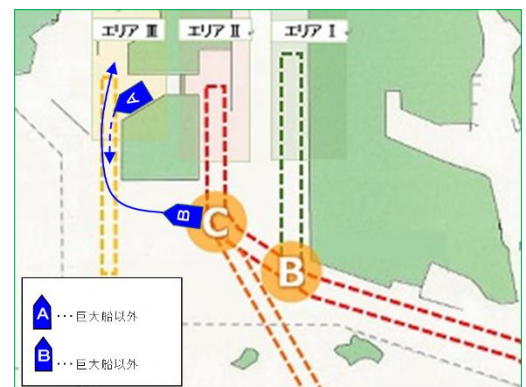


b 出港船が離岸前の場合

入港船が交差部Cを航過前であれば離岸可能。
但し、玉島西航路及び、交差部B－C間では見
合い関係を回避。



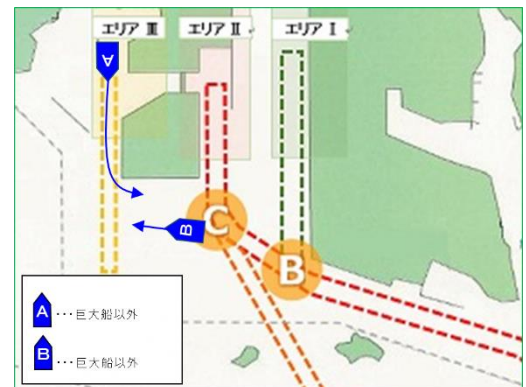
入港船が交差部Cを航過後であれば、出港船の
バースを航過又はラインを取った後に離岸。



c 同一バースへの入出港船同士の場合

入港船が交差部Cを航過後であっても出港船
Aが玉島西航路を離脱するまで、入港船は玉島西
航路への入航不可。

（交差部Cを航過前の場合はbに準拠する。）



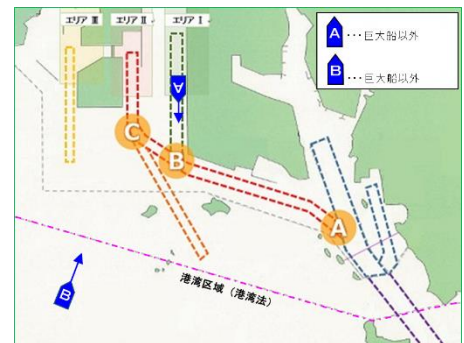
9-2 水島玉島航路を航行せずに玉島地区へ入出港する船舶に対するルール。

原則として、外航船、並びに全長（LOA）100m以上の内航船を対象とするが、危険回避の必要があると判断した場合は汽艇等を除く全船舶を対象とする。

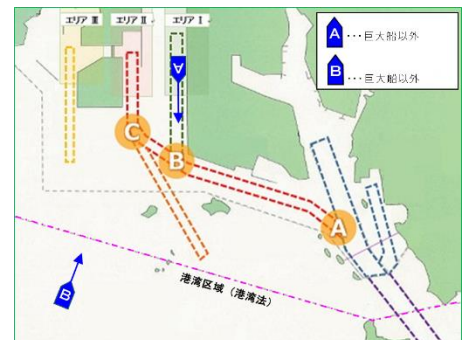
（1）エリア（I）の入出港船

- ・ 交差点B、C及び高梁川航路内での見合い関係の回避。
- ・ 航路内での追越、並列航行の原則禁止。

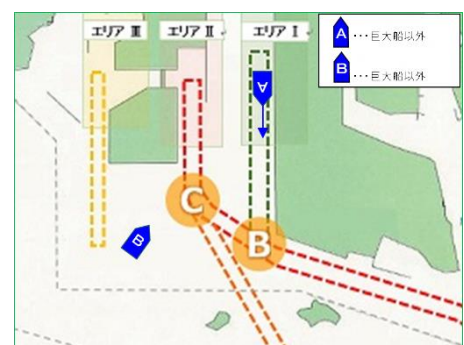
- a エリア（I）より出港船が既に離岸している場合
交差点B、C及び高梁川航路内での見合い関係の回避。



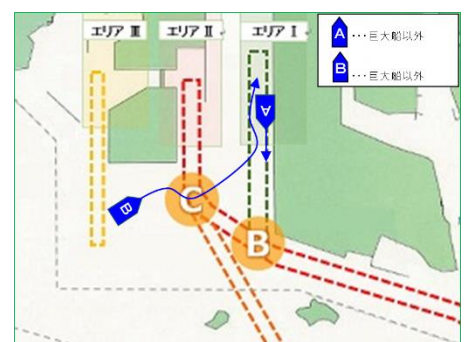
- b 出港船が離岸前の場合
入港船が水島港湾区域（港湾法）に入港前であれば離岸可能。



玉島沖錨泊船が抜錨前であれば離岸可能。



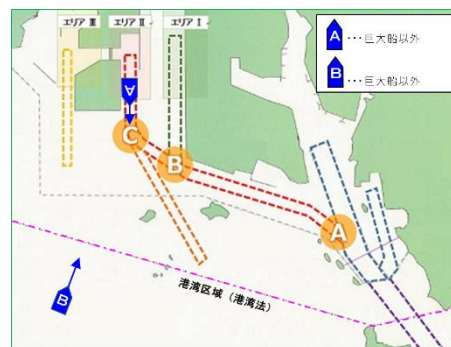
入港船が水島港湾区域（港湾法）入港後もしくは玉島沖錨泊船が抜錨後であれば、出港船のバースを航過又はラインを取った後に離岸。



(2) エリア（Ⅱ）の入出港船

- ・ 交差部C及び玉島東航路内での見合い関係の回避。
- ・ 航路内での追越、並列航行の原則禁止。

a エリア（Ⅱ）より出港船が既に離岸している場合。
交差部Cでの見合い関係の回避。

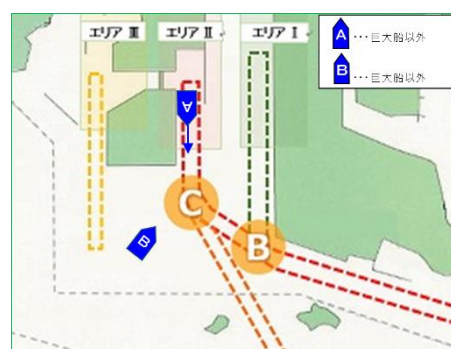


b 出港船が離岸前の場合

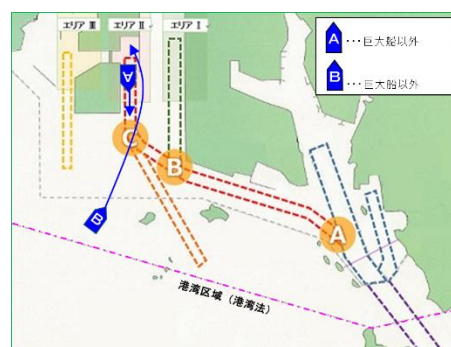
入港船が水島港湾区域（港湾法）に入港前であれば離岸可能。



玉島沖錨泊船が抜錨前であれば離岸可能。



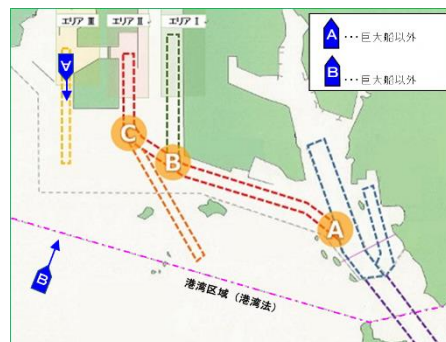
入港船が水島港湾区域（港湾法）入港後もしくは玉島沖錨泊船が抜錨後であれば、出港船のバースを航過又はラインを取った後に離岸。



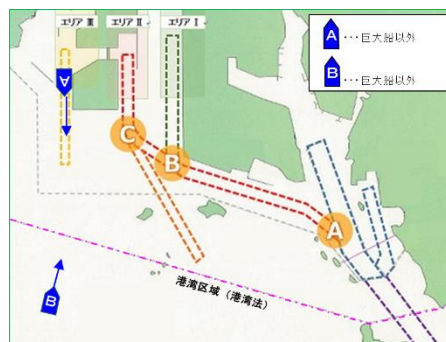
(3) エリア（Ⅲ）の入出港船

- ・ エリア（Ⅲ）の入出港船が玉島西航路内での見合い関係の回避。
- ・ 航路内での追越、並列航行の原則禁止。

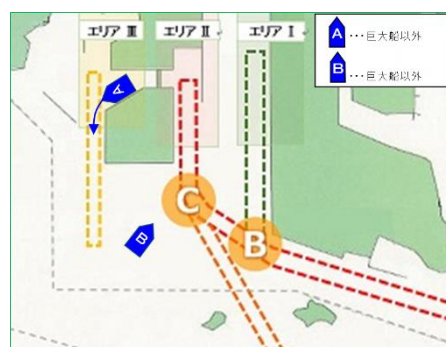
- a エリア（Ⅲ）より出港船が既に離岸している場合。
玉島西航路内での見合い関係の回避。



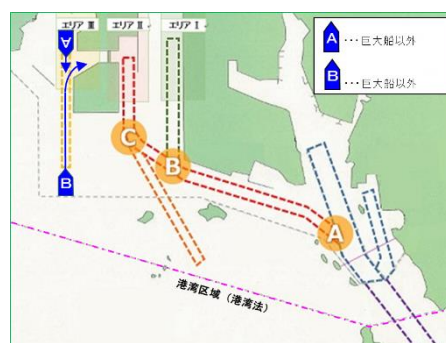
- b 出港船が離岸前の場合
入港船が水島港湾区域（港湾法）航過前であれば離岸可能。



玉島沖錨泊船が抜錨前であれば離岸可能。



入港船が水島港湾区域（港湾法）入港後もしくは玉島沖錨泊船が抜錨後であれば、出港船のバースを航過又はラインを取った後に離岸。



9-3 巨大船シフト時における水島地区・玉島地区へ入出港する船舶に対するルール。

(1) 巨大船が水島地区から玉島地区にシフトがある場合の入出港

① パシフィックグレーンセンター (PGC) →玉島地区

巨大船の航法：

○離岸からシフト用泊地入域まで

- ・ 備讃マーチスによる管制信号の（港則法）下で航行。

○シフト用泊地での回頭、港内航路横断、玉島目的水域まで

- ・ VTIS センターによる運航調整の下で航行。



ア 巨大船が離岸、港内航路出航、シフト用泊地入域時

a 港内航路を利用する船舶

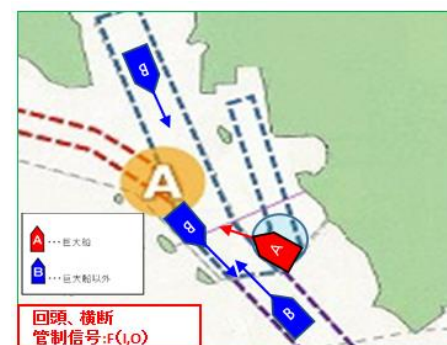
- ・ 現状の航行実態に基づき航行。



イ 巨大船がシフト用泊地で回頭、港内航路横断時

a 巨大船

- ・ VTIS センターからの情報に基づき、シフト用泊地で回頭、港内航路横断時は他船と競合しないようにタイミングを調整し港内航路を横断。



b 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶

1) 入港船

- ・ 備讃マーチスの管制信号に従い入航可。
- ・ 巨大船と交差点「A」で競合しないように VTIS センターが運航を調整。

2) 出港船

① エリア（Ⅰ）からの出港船

a 巨大船が回頭終了前

- ・ 水深に制限のない船舶は玉島東航路から出航可。

b 巨大船が回頭後、港内航路を横断し水島玉島航路航行

- ・ 巨大船が交差点Bを航過した後に離岸。

② エリア（Ⅱ）からの出港船

a 巨大船が回頭終了前

- ・ 水深に制限のない船舶は玉島東航路から出航可。

b 巨大船が回頭後、港内航路を横断し水島玉島航路航行

b-1 出港船のバースが巨大船のバースより奥の場合

- ・ 巨大船がバースにライン（綱）を取った後に離岸。

b-2 出港船のバースが巨大船のバースより手前の場合

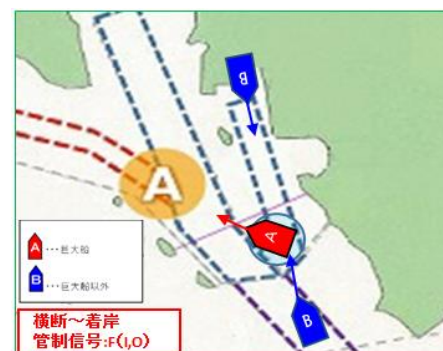
- ・ 巨大船が出港船の側面を航過した後に離岸。

③ エリア（Ⅲ）からの出港船

- ・ 巨大船が交差点Bを航過後に離岸し、交差点Cを航過後に交差点Cに入航。

c 水島東航路を利用する船舶

- ・ VTIS センターと運航調整のうえ、原則巨大船の船尾を航過。



② 瀬戸埠頭→玉島地区

巨大船の航法：

○離岸からシフト用泊地入域、回頭、港内航路横断、玉島目的水域まで

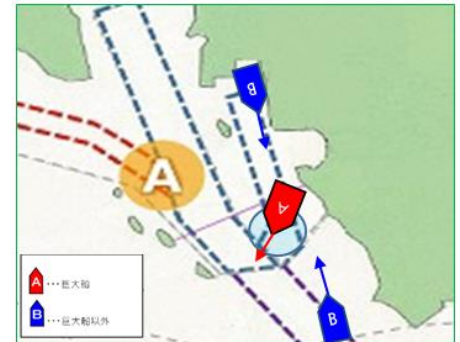
- ・VTIS センターによる運航調整の下で航行。



ア 巨大船が離岸、水島東航路出航、シフト用泊地入域時

a 水島東航路を利用する船舶

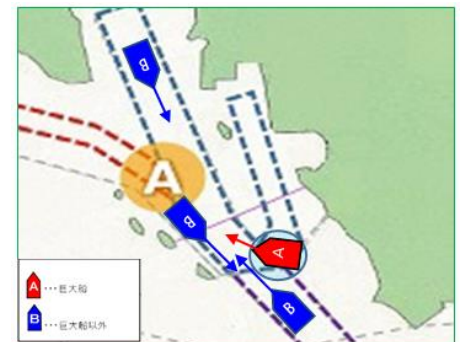
- ・現状の航行実態に基づき航行。



イ 巨大船がシフト用泊地で回頭、港内航路横断時

a 巨大船

- ・VTIS センターからの情報に基づき、シフト用泊地で回頭、港内航路横断時は他船と競合しないようにタイミングを調整し港内航路を横断。



b 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶

1) 入港船

- ・ 備讃マーチスの管制信号に従い入航可。
- ・ 巨大船と交差点「A」で競合しないように VTIS センターが運航を調整。

2) 出港船

① エリア（Ⅰ）からの出港船

- a 巨大船が回頭終了前
 - ・ 水深に制限のない船舶は玉島東航路から出航可。
- b 巨大船が回頭後、港内航路を横断し水島玉島航路航行
 - ・ 巨大船が交差点Bを航過した後に離岸。

② エリア（Ⅱ）からの出港船

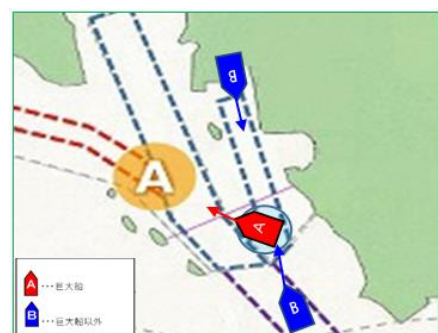
- a 巨大船が回頭終了前
 - ・ 水深に制限のない船舶は玉島東航路から出航可。
- b 巨大船が回頭後、港内航路を横断し水島玉島航路航行
 - b-1 出港船のバースが巨大船のバースより奥の場合
 - ・ 巨大船がバースにライン（綱）を取った後に離岸。
 - b-2 出港船のバースが巨大船のバースより手前の場合
 - ・ 巨大船が出港船の側面を航過した後に離岸。

③ エリア（Ⅲ）からの出港船

- ・ 巨大船が交差点Bを航過後に離岸し、交差点Cを航過後に交差点Cに入航。

c 水島東航路を利用する船舶

- ・ VTIS センターと運航調整のうえ、原則巨大船の船尾を航過。



（２） 巨大船が玉島地区から水島地区にシフトがある場合の入出港

①玉島地区→パシフィックグレーンセンター（PGC）

巨大船の航法：

- 離岸、港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭まで
 - ・VTIS センターによる運航調整の下で航行。
- 回頭後港内航路入航、着岸まで
 - ・備讃マーチスによる管制信号の（港則法）下で航行。



ア 巨大船が離岸、港内航路横断前

- a 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶
 - ・「水島港運航調整ガイドライン」9－1（４）を適用。



イ 巨大船が港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭時

- a 巨大船
 - ・VTIS センターからの情報に基づき、港内航路横断、シフト用泊地で回頭時は、他船と競合しないようにタイミングを調整し港内航路を横断。
- b 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶
 - ・備讃マーチスの管制信号に従い入出航可。
 - ・巨大船と交差部「A」で競合しないように VTIS センターが運航を調整。



c 水島東航路を利用する船舶

- ・シフト用泊地で競合しないように VTIS センターが運航を調整。



ウ 巨大船がシフト用泊地で回頭後、港内航路入航時

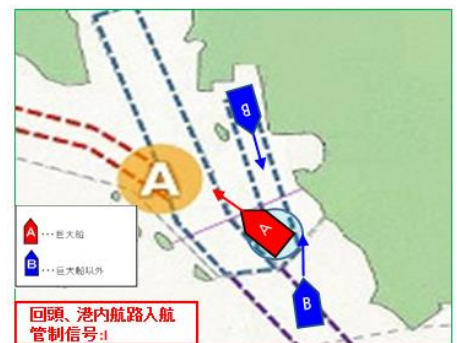
a 巨大船

- ・ 備讃マーチスの管制信号に従い港内航路に入航可。



b 水島東航路を利用する船舶

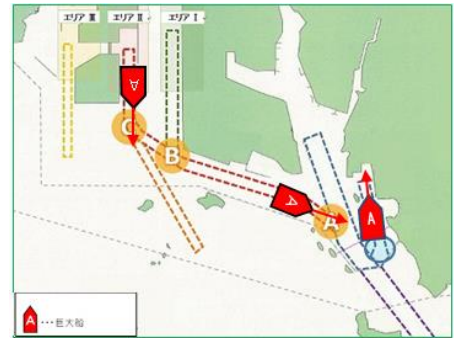
- ・ VTIS センターと運航調整のうえ、原則巨大船の船尾を航過。



②玉島地区→瀬戸埠頭

巨大船の航法：

- 離岸、港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭、着岸
- ・VTIS センターによる運航調整の下で航行。



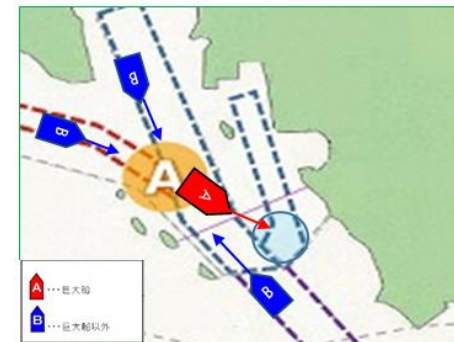
ア 巨大船が離岸、港内航路横断前

- a 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶
- ・「水島港運航調整ガイドライン」9-1(4)を適用。



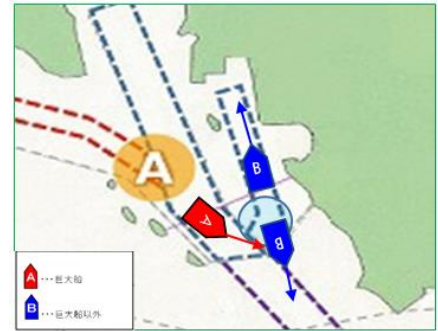
イ 巨大船が港内航路横断、シフト用泊地入域、回頭時

- a 巨大船
- ・VTIS センターからの情報に基づき、港内航路横断、シフト用泊地で回頭時は、他船と競合しないようにタイミングを調整し港内航路を横断。
- b 港内航路を利用し玉島地区へ入出港する船舶
- ・備讃マーチスの管制信号に従い入出航可。
- ・巨大船と交差点「A」で競合しないように VTIS センターが運航を調整。



c 水島東航路を利用する船舶

- ・シフト用泊地で競合しないように VTIS センターが運航を調整。



ウ 巨大船がシフト用泊地で回頭後、水島東航路入航時

a 巨大船

- ・現状の航行実態に基づき航行。



水島港運航調整ガイドラインに関するお問い合わせ

◆ 岡山県 土木部 港湾課

〒700-8570

岡山市北区内山下2-4-6

☎：086-226-7485

◆ 岡山県 備中県民局 水島港湾事務所

〒712-8056

倉敷市水島福崎町1-12

☎：086-444-7141

◆ 岡山県 備中県民局 水島港湾事務所（水島港V T I Sセンター）

〒713-8103

倉敷市玉島乙島字新湊8262-1 マリントワー6階

☎：086-526-0301